

庄内広域水道企業団建設工事成績評定要領

令和8年4月1日

(総則)

第1条 庄内広域水道企業団（以下「企業団」という。）が所掌する建設工事の適正な履行を確保するために行う建設工事成績評定業務に関しては、別に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、企業団が発注する建設工事の成績評定に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定、指導育成及び工事の質的向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要領に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「契約担当者」とは、庄内広域水道企業団契約に関する規程（令和8年企業団企業管理規程第6号）第2条の規定による事務担当職員をいう。
- (2) 「受注者」とは、建設工事の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人もしくは会社その他の法人をいう。
- (3) 「検査員」とは、企業団建設工事等検査規程第2条の規定による検査職員をいう。
- (4) 「総括監督員」とは、企業団建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第10条に基づき指定した監督職員のうち、企業団建設工事監督要領（以下「監督要領」という。）第6条第1項に掲げる業務を行う者をいう。
- (5) 「監督員」とは、契約約款第10条に基づき指定した監督職員のうち、監督要領第6条第2項に掲げる業務を行う者をいう。

(評定の対象)

第4条 評定の対象は、1件の当初設計金額（消費税及び地方消費税を含む）が200万円を超える建設工事について行うものとする。ただし、次の各号に掲げる建設工事であって、契約担当者が必要ないと認めたものについては、評定を省略できる。

- (1) 最終設計金額（消費税及び地方消費税を含む）が200万円を超えない建設工事
- (2) 道路、河川、公園等の維持工事及びこれらに類する簡易な建設工事
- (3) 中間検査

(評定の内容)

第5条 評定は、工事の施工体制、施工状況、目的物の品質、技術的難易度、創意工夫、社会性等の評価項目について行う。

2 前項の評価項目の細目については、次に掲げる考査基準に定めるものとする。

- (1) 企業団建設工事成績評定考査基準

(評定者)

第6条 第5条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査員、監督員及び総括監督員とする。

(評定の方法)

第7条 評定は、各評価項目について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公平に行うものとする。ただし、一つの工事の監督員及び総括監督員がそれぞれ複数の場合、あるいは一つの検査の検査員が複数の場合においては、お互いに協議して評定を行うものとする。

2 前項の評定を行う場合であって、検査の結果手直し等があった工事については、手直し前の状態で評定を行うものとする。

3 評定の方法は、第5条第2項に規定する考査基準に定めるものとする。

4 評定の結果は、次の各号に掲げる様式（以下「評定表等」という。）に記録するものとする。

(1) 工事成績評定表（評定様式第1号）

(2) 工事成績採点表（評定様式第2号）

(評定の時期)

第8条 検査員である建設工事の評定者は検査を実施したとき、監督員及び総括監督員である建設工事の評定者は工事が完了したとき、それぞれ評定を行う。

2 前項に規定する検査とは、庄内広域水道企業団建設工事等検査規程（令和8年企業団企業管理規程第9号）第4条に規定する検査の種類のうち、完成検査、一部完成検査、中間検査とする。

(評定表等の提出)

第9条 評定者は、評定を行ったときは やかに評定表等を作成し、契約担当者に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第10条 契約担当者は、評定者から評定表等の提出があったときは、当該工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績評定通知書（別記様式第1）及び項目別評定点（別表1）により速やかに通知するものとする。

(評定の修正)

第11条 評定者は、第10条の評定結果の通知をした後に、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、評定者間で内容を精査のうえ、評定を修正しなければならない。

2 契約担当者は、前項の修正を行ったときは、その結果を当該工事の受注者に速やかに、工事成績評定通知書の修正について（別記様式第4）により通知するものとする。

(説明請求及び回答)

第12条 第10条又は第11条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、工事成績評定に係る説明請求書（説明請求様式第1号）

により契約担当者に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

- 2 契約担当者は、前項による説明を求められた場合は、速やかに、工事成績評定に係る説明書（回答）（別記様式第2）により回答するものとする。

（再説明請求及び回答）

第13条 第12条第2項の回答を受けた者は、説明にかかる回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、工事成績評定に係る再説明請求書（説明請求様式第2号）により契約担当者に対して評定の内容について再説明を求めることができるものとする。

- 2 契約担当者は、前項による再説明を求められたときは、企業団入札等参加者審査委員会の審議を経て、速やかに、工事成績評定に係る再説明書（回答）（別記様式第3）により回答するものとする。ただし、審議の結果、当該評定を修正する必要があると認められた場合は、第11条第2項の規定を準用する。

（評定結果等の公表）

第14条 第10条の通知内容については、受注者に通知後、14日経過した日以降とする。但し、第12条の申出があった場合は、第10条の通知内容及び、申立者の提出した書面及び回答を行った書面と合わせて公表するものとする。

- 2 第12条及び第13条の申立者の提出した書面及び回答を行った書面については、受注者に通知後、速やかに公表するものとする。

（その他）

第15条 ここに定めるもののほか、建設工事の成績評定について必要な事項は、その都度定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。